

ホームページによる情報提供の内容等



食品安全委員会
Food Safety Commission

平成23年3月16日

東北地方太平洋沖地震関連情報
原子力発電所事故について

現在の状況をお知らせいたします。

国民の皆様におかれましては、今後の情報にも留意してください。

- 1 現在、原子力発電所（福島第一原発、福島第二原発）の影響に伴い避難等指示が出されています。また、政府において原子炉内への早期注水等の実施について指示が出されています。
 - 首相官邸
 - ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震への対応
 - 経済産業省 原子力安全・保安院
 - ・東北地方太平洋沖地震の影響について

- 2 食品の安全性については、原子力安全委員会が定める防災指針に従って、周辺住民が放射線による被ばくを防止するために飲食物摂取制限の措置が取られることになっています。原子力安全委員会により示された指標値を超える飲食物が見つかった場合は、災害対策本部が摂取制限の実施等を検討する仕組みになっています。
 - 内閣府 原子力安全委員会
 - ・原子力施設等の防災対策について（防災指針）

- 3 関連情報
 - 内閣府 原子力安全委員会
 - ・原子力安全委員会ホームページ
 - 文部科学省
 - ・東北地方太平洋沖地震関連情報（都道府県別環境放射能水準調査結果等）
 - ・防災Q & A、文部科学省原子力安全課原子力防災ネットワークホームページ
 - 東京電力
 - ・東京電力ホームページ（原子力）
 - （独）放射線医学総合研究所
 - ・（独）放射線医学総合研究所ホームページ



東北地方太平洋沖地震関連情報
原子力発電所事故について(第2報)

現在の状況をお知らせいたします。
国民の皆様におかれましては、今後の情報にも留意してください。

- 1 現在、原子力発電所（福島第一原発、福島第二原発）における事故に伴い避難指示等が出されるほか、原子炉内への注水等が実施されています。
 - 首相官邸
 - ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震への対応
 - 経済産業省 原子力安全・保安院
 - ・東北地方太平洋沖地震の影響について

- 2 食品の安全性については、本日（3月17日（木））、厚生労働省が原子力安全委員会が定めた防災指針（「原子力施設等の防災対策について」）の指標値を食品衛生法に基づく暫定的な規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないよう対応することとし、各自治体に通知しました。
 - 厚生労働省
 - ・放射能に汚染された食品の取り扱いについて
 - 内閣府 原子力安全委員会
 - ・原子力施設等の防災対策について（5-3の③飲食物の摂取制限に関する指針〔22ページから25ページまで〕を参照）

<飲食物に関する暫定規制値について>

この暫定規制値を上回る食品について、食用に供されることがないよう販売その他について措置されることとなります。暫定規制値のうち、放射性ヨウ素と放射性セシウムに関する暫定規制値は以下のとおりです。

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種： ^{131}I ）
飲料水	300Bq/Kg
牛乳・乳製品（注）	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2000Bq/Kg

（注）100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること

対象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/Kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500Bq/Kg
穀類	
肉・卵・魚・その他	

<放射能等の強さを示す単位について> (出典1)及び3)参照)

放射能とは、放射線(エックス線など)を出す能力のことを言います。ここで用いられている単位 Bq (ベクレル)とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間内に原子核が崩壊する数を表しています。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さのことを言います。一方、人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位としては、Sv (シーベルト)があります。

Bq (ベクレル) とSv (シーベルト) は以下のように換算できます。

(例1)

500Bqの放射性セシウム137が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $500 \times 1.3 \times 10^{-5(*)} = 0.0065\text{mSv}$ (ミリシーベルト=Svの1/1000) となります。

(例2)

300Bqの放射性ヨウ素131が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $300 \times 2.2 \times 10^{-5(*)} = 0.0066\text{mSv}$ となります。

※実効線量係数(経口)：放射能の単位であるベクレルから生体影響の単位であるシーベルトに換算する係数。核種(放射能の種類)、化学形、摂取経路により放射線障害防止法などで規定されています。

<放射線の人体への影響について> (出典2)参照)

上記の例で算出した約0.007mSvの人体への影響は、東京からニューヨークに航空機で移動した場合の放射線の人体への影響(約0.1mSv)の約14分の1です。(胃のエックス線集団検診(1回)を受診した場合の放射線の人体への影響(約0.6mSv)の約86分の1です。)

(出典)

- 1) (独)放射線医学総合研究所ホームページ(平成23年3月14日更新)
- 2) 文部科学省パンフレット「放射線と安全確保」(平成21年3月)
- 3) 平成12年科学技術庁告示第5号「放射線を放出する同位元素の数量等」



4 関連情報

- 内閣府 原子力安全委員会
 - ・ 原子力安全委員会ホームページ
- 文部科学省
 - ・ 東北地方太平洋沖地震関連情報（都道府県別環境放射能水準調査結果等）
 - ・ 防災Q & A、文部科学省原子力安全課原子力防災ネットワークホームページ
- 東京電力
 - ・ 東京電力ホームページ（原子力）
- （独）放射線医学総合研究所
 - ・ （独）放射線医学総合研究所ホームページ

東北地方太平洋沖地震関連情報
東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性について
(第6報)

3月20日(日)、厚生労働省から、食品中の放射能検査結果について発表がありました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015m5f.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015mpx.html>

3月20日(日)、食品衛生法上の指標値に関する諮問を厚生労働省から受けました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015mk5.html>

末尾に参考図表を追加しました。

国民の皆様におかれましては、今後の情報にも留意してください。

- 1 現在、原子力発電所における事故に伴い避難指示等が出されるほか、原子炉内への注水等が実施されています。
 - 首相官邸
 - ・平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震への対応
 - 経済産業省 原子力安全・保安院
 - ・東北地方太平洋沖地震の影響について

- 2 食品の安全性については、3月17日(木)、厚生労働省が原子力安全委員会が定めた防災指針(「原子力施設等の防災対策について」)の指標値を食品衛生法に基づく暫定的な規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないよう対応することとし、各自治体に通知しました。
 - 厚生労働省
 - ・放射能に汚染された食品の取り扱いについて
 - 内閣府 原子力安全委員会
 - ・原子力施設等の防災対策について (5-3の③飲食物の摂取制限に関する指標【22ページから25ページまで】を参照)

<飲食物に関する暫定規制値について>
この暫定規制値を上回る食品について、食用に供されることがないよう販売その他について措置されることとなります。暫定規制値のうち、放射性ヨウ素と放射性セシウムに関する暫定規制値は以下のとおりです。

対象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種： ^{131}I)
飲料水	300Bq/Kg
牛乳・乳製品(注)	
野菜類(根菜、芋類を除く。)	2000Bq/Kg

(注) 100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること

対象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/Kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500Bq/Kg
穀類	
肉・卵・魚・その他	

<放射能等の強さを示す単位について>(出典1)及び3)参照)

放射能とは、放射線(エックス線など)を出す能力のことを言います。ここで用いられている単位Bq(ベクレル)とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間内に原子核が崩壊する数を表しています。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さのことを言います。一方、人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位としては、Sv(シーベルト)があります。

Bq(ベクレル)とSv(シーベルト)は以下のように換算できます。

(例1)

500Bqの放射性セシウム137が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $500 \times 1.3 \times 10^{-5}(\ast) = 0.0065\text{mSv}$ (ミリシーベルト=Svの1/1000)となります。

(例2)

300Bqの放射性ヨウ素131が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $300 \times 2.2 \times 10^{-5}(\ast) = 0.0066\text{mSv}$ となります。

※実効線量係数(経口):放射能の単位であるベクレルから生体影響の単位であるシーベルトに換算する係数。核種(放射能の種類)、化学形、摂取経路により放射線障害防止法などで規定されています。

<放射線の人体への影響について>(出典2)参照)

上記の例で算出した約0.007mSvの人体への影響は、東京からニューヨークに航空機で移動した場合の放射線の人体への影響(約0.1mSv)の約14分の1です。(胃のエックス線集団検診(1回)を受診した場合の放射線の人体への影響(約0.6mSv)の約86分の1です。)

(出典)

- 1) (独)放射線医学総合研究所ホームページ(平成23年3月14日更新)
- 2) 文部科学省パンフレット「放射線と安全確保」(平成21年3月)
- 3) 平成12年科学技術庁告示第5号「放射線を放出する同位元素の数量等」



4 関連情報

- 内閣府 原子力安全委員会
 - ・ [原子力安全委員会ホームページ](#)
- 文部科学省
 - ・ [東北地方太平洋沖地震関連情報（都道府県別環境放射能水準調査結果等）](#)
 - ・ [防災Q & A、文部科学省原子力安全課原子力防災ネットワークホームページ](#)
- 東京電力
 - ・ [東京電力ホームページ（原子力）](#)
- （独）放射線医学総合研究所
 - ・ [（独）放射線医学総合研究所ホームページ](#)

5 Q&A

次ページへ

Q&A

問1 放射能の食品への影響について、食品安全委員会としてどのように対応していくのですか。

(答)

- 1 放射能の食品への影響については、厚生労働省が食品衛生法に基づいて原子力安全委員会の定める指標値を暫定的な規制値とし、この規制値を超える食品の流通をさせないよう各都道府県に求めており、安全な食品の流通が確保されると聞いています。
- 2 この措置については、食品安全基本法第11条第1項第3号に基づき「緊急を要する場合であらかじめ評価を行ういとまがないとき」として、事後に厚生労働省の諮問を受けて食品健康影響評価を行う予定です。
- 3 このほか、食品安全委員会としては、食の安全に関する国民の不安や疑問に対応するため、関連する科学的な情報等を適切に提供していきたいと考えています。

問2 流通している食品は大丈夫なのですか。

(答)

- 1 福島県によれば、原子力発電所周囲の避難対象区域からの農産物の出荷は可能な状態ではないとのことでした。
- 2 今後流通する食品については、食品衛生法に基づき、定められた暫定的な規制値を超えるものは流通させないよう取組がなされます。



問3 この暫定的な規制値は評価が行われていませんが、暫定規制値を超える食品を摂取してしまった場合に健康への悪影響は生じるのですか。

(答)

- 1 今回、厚生労働省が策定した暫定規制値は、原子力安全委員会が設定した指標を暫定規制値としたものです。
- 2 放射性物質を含む食品の摂取による人体への影響は、内部被ばくによるものですが、原子力安全委員会は、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護の基準（例えば放射性セシウムの場合：実効線量5ミリシーベルト／年）をもとに指標を定めています。この指標は、我が国における食品の摂取量等を考慮して、食品のカテゴリー毎（例えば放射性セシウムの場合：飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他）に定められたものです。
- 3 ICRPが示したのは内部被ばくの限度値であり、これを基に原子力安全委員会が設定した指標と同じ暫定規制値については、それを上回る食品を食べた場合であっても、直ちに健康に悪影響が生じるというものではないとされています。

問4 暫定規制値の設定に当たり、食品安全委員会として食品健康影響評価を行わないのですか。

(答)

- 1 今般の食品衛生法に基づく暫定規制値の設定については、食品安全基本法第11条第1項第3号に規定する「あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当することから、同条第1項ただし書の規定により、食品安全委員会による事前の食品健康影響評価を経ずになされたものです。
- 2 しかしながら、上述のような緊急時であっても、同法第11条第2項の規定により、「事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない」こととされています。3月20日には厚生労働省から食品衛生法上の指標値に関して評価要請を受け、科学的知見に基づき中立・公正に食品健康影響評価を行うこととしています。

(参考)

○食品安全基本法(抄)(平成15年5月23日法律第48号)

(食品健康影響評価の実施)

- 第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
 - 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

問5 昆布やワカメに被ばく予防効果があるというのは本当ですか。

(答)

昆布やワカメなどには、ヨウ素が含まれていますが、含まれる安定ヨウ素量が一定でないなどの理由から予防効果は期待できません。

なお、被ばく予防のための安定ヨウ素剤については、原子力災害の緊急時に指定された避難場所などで指示があった場合にのみ服用してください。

問6 放射線と放射能はどう違うのですか。

(答)

放射線とは、放射性物質(セシウム 137 等)の崩壊に伴い放出されるエネルギーを持った粒子又は電磁波のことです。放射能は放射線を出す能力です。その能力を持つ物質を放射性物質といいます。

一般に「放射能漏れ」とは「放射性物質漏れ」のことであり、放射線を出す放射性物質が原子力施設の外部に漏れ出すことです。

問7 そもそも農産物や食品には放射性物質があるのでしょうか。

(答)

私たちの身の回りには極わずかですが天然の放射性物質があります。これらの物質から常に放射線を浴びています。

これら全体では1年間に2.4ミリシーベルト(世界平均)の放射線を浴びており、うち食物などからは0.29ミリシーベルトの放射線を浴びています。

問8 ベクレルとシーベルトはどう違うのですか。

(答)

ベクレル(Bq)とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間に原子核が崩壊する数を表したものです。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さを言います。

一方、シーベルト(Sv)とは、人間が放射線を浴びたときの影響度を示す単位です。ベクレルからシーベルトには、以下の式で換算できます。

$$\text{mSv} = \text{Bq} \times \text{実効線量係数}$$

注:実効線量係数とは、放射能の単位であるベクレルからシーベルトに換算する係数。核種(セシウム137等)や摂取経路により放射線障害防止法などで規定されており、セシウム137の場合、 1.3×10^{-5} とされています。

問9 放射性物質の半減期とはどういうものですか。

(答)

放射性物質は永遠に残るものではありません。放射性物質は種類によって、その原子数が半分に減少するまでの時間(半減期)が違います。例えばヨウ素131の場合は約8日と短い一方、セシウム137は約30年となっています。

問10 通常より多くの放射性物質が含まれているかどうかは、どのようにしてわかるのですか。

(答)

厚生労働省の通知「放射能汚染された食品の取り扱いについて」に基づく「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」により、各地方自治体が検査を実施することとなっていますので、この結果により確認されることとなります。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e.html>

【出典】

問5：(独)放射線医学総合研究所ホームページ

<http://www.nirs.go.jp/data/youso-1.pdf>

問6：文部科学省 原子力安全課 原子力防災ネットワーク、環境防災N
ネット 原子力防災Q&A「Q7.放射能と放射線はどう違うのですか？」
より

http://www.bousai.ne.jp/vis/box/index0201.html#a_02

問7：文部科学省WEB 原子力・放射線安全確保 「Q3.私たちは普
段どれくらいの放射線を浴びているのですか？」より

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/faq/1261206.htm

問8：(独)放射線医学総合研究所ホームページ

http://www.nirs.go.jp/rd/faq/radiology.shtml#anchor_01_07

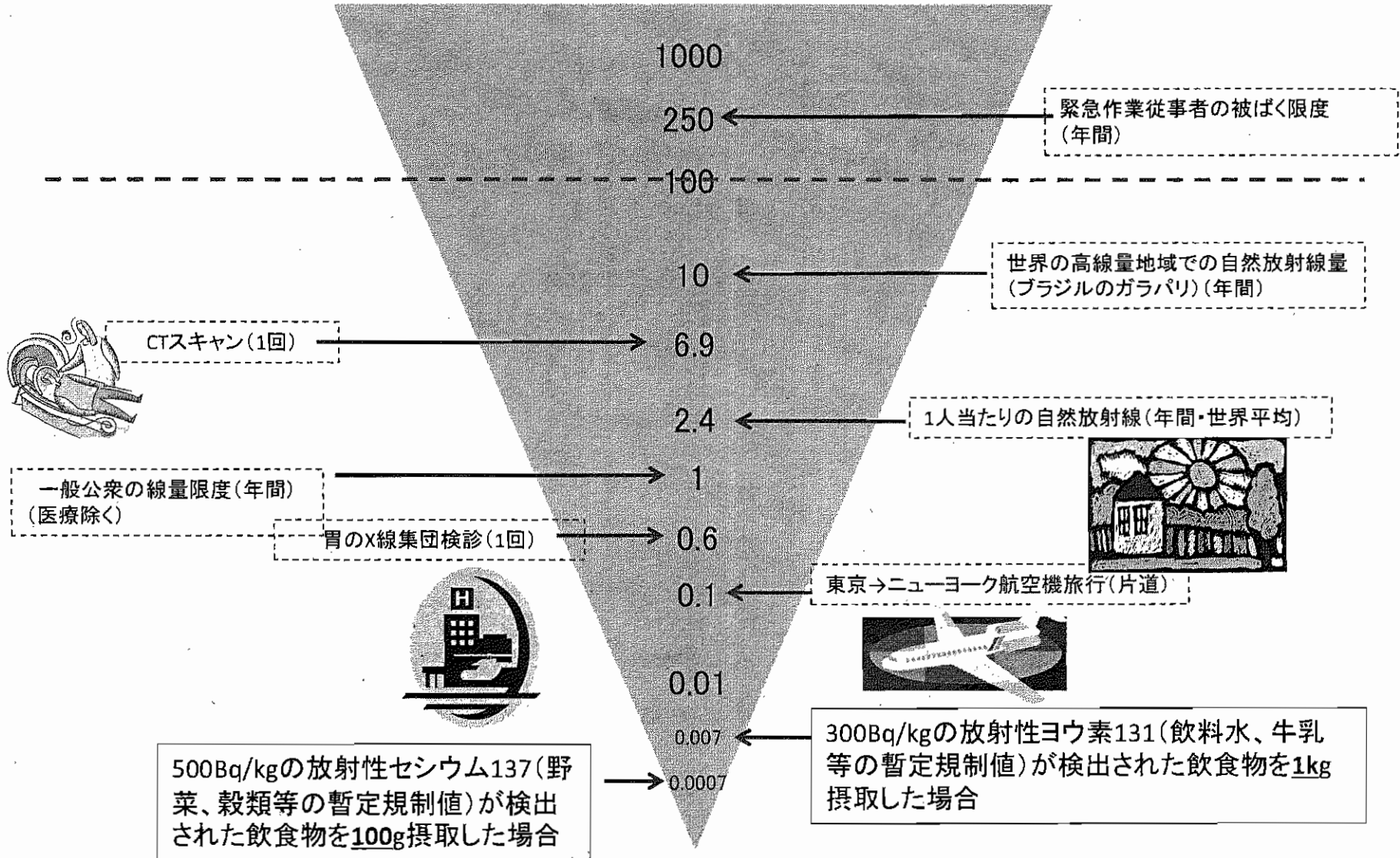
平成12年科学技術庁告示第5号「放射線を放出する同位元素の数量等
を定める件」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/04/22/h121023_05.pdf

問9：財団法人原子力安全技術センターWEB「原子力防災基礎
用語集」より

http://www.bousai.ne.jp/vis/bousai_kensyu/glossary/ha18.html

日常生活と放射線(単位:mSv(ミリシーベルト))





東北地方太平洋沖地震関連情報

東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性について
(第7報)

3月21日(月)、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、関係自治体に対し、一部地域、品目に関して食品の出荷制限を指示しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015p8a.html>

3月20日(日)、21日(月)、厚生労働省から、食品中の放射能検査結果について発表がありました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015m5f.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015mpx.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015ofy.html>

3月20日(日)、食品衛生法上の指標値に関する諮問を厚生労働省から受けました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015mk5.html>

国民の皆様におかれましては、今後の情報にも留意してください。

- 1 現在、原子力発電所における事故に伴い避難指示等が出されるほか、原子炉内への注水等が実施されています。
 - 首相官邸
 - ・平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震への対応
 - 経済産業省 原子力安全・保安院
 - ・東北地方太平洋沖地震の影響について
- 2 食品の安全性については、3月17日(木)、厚生労働省が原子力安全委員会が定めた防災指針(「原子力施設等の防災対策について」)の指標値を食品衛生法に基づく暫定的な規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないよう対応することとし、各自治体に通知しました。
さらに、3月21日には、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、一部地域、品目に関しての出荷制限を行うことについて、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が関係の県知事に指示しました。
 - 首相官邸
 - ・内閣官房長官記者会見(3月21日 17時59分～)
 - 厚生労働省
 - ・放射能に汚染された食品の取り扱いについて (3月17日)
 - ・食品の出荷制限について (3月21日)
 - 内閣府 原子力安全委員会
 - ・原子力施設等の防災対策について (5-3の③飲食物の摂取制限に関する指標 [23ページから25ページまで] を参照)

<原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限について>

複数の自治体の食品から、食品衛生法に基づく暫定規制値を超える放射能が検出されたことから、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣は、3月21日、一部地域、品目に関する出荷制限を行うことを関係の県知事に指示しました。この出荷制限は、各県内の各地域等の対象品目の分析の結果、暫定規制値を安定的に下回るようになった場合は解除することとされています。

当分の間の出荷制限

品目	対象地域
ハウレンソウ及びカキナ	福島、茨城、栃木、群馬
原乳	福島

<食品衛生法に基づく飲食物に関する暫定規制値について>

この暫定規制値を上回る食品について、食用に供されることがないように販売その他について措置されることとなります。暫定規制値のうち、放射性ヨウ素と放射性セシウムに関する暫定規制値は以下のとおりです。

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種： ¹³¹ I）
飲料水	300 Bq / Kg
牛乳・乳製品（注）	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2000 Bq / Kg

（注）100Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること

対象	放射性セシウム
飲料水	200 Bq / Kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500 Bq / Kg
穀類	
肉・卵・魚・その他	

<放射能等の強さを示す単位について>（出典1）及び3）参照）

放射能とは、放射線（エックス線など）を出す能力のことを言います。ここで用いられている単位 Bq（ベクレル）とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間内に原子核が崩壊する数を表しています。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さのことを言います。一方、人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位としては、Sv（シーベルト）があります。

Bq（ベクレル）とSv（シーベルト）は以下のように換算できます。



(例1)

500Bqの放射性セシウム137が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $500 \times 1.3 \times 10^{-5}(\ast) = 0.0065\text{mSv}$ (ミリシーベルト=Svの1/1000) となります。

(例2)

300Bqの放射性ヨウ素131が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $300 \times 2.2 \times 10^{-5}(\ast) = 0.0066\text{mSv}$ となります。

※実効線量係数(経口)：放射能の単位であるベクレルから生体影響の単位であるシーベルトに換算する係数。核種(放射能の種類)、化学形、摂取経路により放射線障害防止法などで規定されています。

<放射線の人体への影響について>(出典2)参照)

上記の例で算出した約0.007mSvの人体への影響は、東京からニューヨークに航空機で移動した場合の放射線の人体への影響(約0.1mSv)の約14分の1です。(胃のエックス線集団検診(1回)を受診した場合の放射線の人体への影響(約0.6mSv)の約86分の1です。)

(出典)

- 1) (独)放射線医学総合研究所ホームページ(平成23年3月14日更新)
- 2) 文部科学省パンフレット「放射線と安全確保」(平成21年3月)
- 3) 平成12年科学技術庁告示第5号「放射線を放出する同位元素の数量等」

4 関連情報

- 内閣府 原子力安全委員会
 - ・ [原子力安全委員会ホームページ](#)
- 文部科学省
 - ・ [東北地方太平洋沖地震関連情報\(都道府県別環境放射能水準調査結果等\)](#)
 - ・ [防災Q&A、文部科学省原子力安全課原子力防災ネットワークホームページ](#)
- 東京電力
 - ・ [東京電力ホームページ\(原子力\)](#)
- (独)放射線医学総合研究所
 - ・ [\(独\)放射線医学総合研究所ホームページ](#)

5 Q&A

次ページへ

Q&A

問1 放射能の食品への影響について、食品安全委員会としてどのように対応していくのですか。

(答)

- 1 放射能の食品への影響については、3月17日から厚生労働省が食品衛生法に基づいて原子力安全委員会の定める指標値を暫定的な規制値とし、この規制値を超える食品の流通をさせないよう各都道府県に求めています。
さらに、3月21日には、原子力災害対策特別措置法に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限を行うことについて原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が関係の県知事に指示しており、安全な食品の流通が確保されると聞いています。
- 2 食品衛生法に基づく措置については、食品安全基本法第11条第1項第3号に基づき「緊急を要する場合であらかじめ評価を行ういとまがないとき」として、事後に厚生労働省の諮問を受けて食品健康影響評価を行うこととしており、3月20日に諮問を受けたところです。
- 3 このほか、食品安全委員会としては、食の安全に関する国民の不安や疑問に対応するため、関連する科学的な情報等を適切に提供していきたいと考えています。



問2 流通している食品は大丈夫なのですか。

(答)

- 1 福島県によれば、原子力発電所周囲の避難対象区域からの農産物の出荷は可能な状態ではないとのことでした。
- 2 また、3月21日には、原子力災害対策特別措置法に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限を行うことについて原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が関係の県知事に指示しています。
- 3 出荷制限対象以外の今後流通する食品については、食品衛生法に基づき、定められた暫定的な規制値を超えるものは流通させないよう取組がなされます。



問3 この暫定的な規制値は評価が行われていませんが、暫定規制値を超える食品を摂取してしまった場合に健康への悪影響は生じるのですか。

(答)

- 1 今回、厚生労働省が策定した暫定規制値は、原子力安全委員会が設定した指標を暫定規制値としたものです。
- 2 放射性物質を含む食品の摂取による人体への影響は、内部被ばくによるものですが、原子力安全委員会は、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護の基準（例えば放射性セシウムの場合：実効線量5ミリシーベルト／年）をもとに指標を定めています。この指標は、我が国における食品の摂取量等を考慮して、食品のカテゴリー毎（例えば放射性セシウムの場合：飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他）に定められたものです。
- 3 ICRPが示したのは内部被ばくの限度値であり、これを基に原子力安全委員会が設定した指標と同じ暫定規制値については、それを上回る食品を食べた場合であっても、直ちに健康に悪影響が生じるというものではないとされています。



問4 暫定規制値の設定に当たり、食品安全委員会として食品健康影響評価を行わないのですか。

(答)

- 1 今般の食品衛生法に基づく暫定規制値の設定については、食品安全基本法第11条第1項第3号に規定する「あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当することから、同条第1項ただし書の規定により、食品安全委員会による事前の食品健康影響評価を経ずになされたものです。
- 2 しかしながら、上述のような緊急時であっても、同法第11条第2項の規定により、「事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない」こととされています。3月20日には厚生労働省から食品衛生法上の指標値に関して評価要請を受け、科学的知見に基づき中立・公正に食品健康影響評価を行うこととしています。

(参考)

○食品安全基本法(抄)(平成15年5月23日法律第48号)

(食品健康影響評価の実施)

- 第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
 - 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。



問5 昆布やワカメに被ばく予防効果があるというのは本当ですか。

(答)

昆布やワカメなどには、ヨウ素が含まれていますが、含まれる安定ヨウ素量が一定でないなどの理由から予防効果は期待できません。

なお、被ばく予防のための安定ヨウ素剤については、原子力災害の緊急時に指定された避難場所などで指示があった場合にのみ服用してください。

問6 水道水は飲んでも大丈夫なのでしょう。

(答)

- 1 放射能の水道水への影響については、3月19日、地方自治法による技術的助言であるとして、厚生労働省の通知が各都道府県に対して出されています。また、文部科学省が水道蛇口から採取した上水(蛇口水)の放射線を各都道府県に委託して測定しています。
- 2 これによると、その測定値が原子力安全委員会が設定した「飲食物摂取制限に関する指標」(以下指標とする。)を超過した場合、①指標を超えるものは飲用を控えること、②生活用水としての利用には問題がないこと、③代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないこと、とされています。

問7 放射線と放射能はどう違うのですか。

(答)

放射線とは、放射性物質(セシウム 137 等)の崩壊に伴い放出されるエネルギーを持った粒子又は電磁波のことです。放射能は放射線を出す能力です。その能力を持つ物質を放射性物質といいます。

一般に「放射能漏れ」とは「放射性物質漏れ」のことであり、放射線を出す放射性物質が原子力施設の外部に漏れ出すことです。



問8 そもそも農産物や食品には放射性物質があるのでしょうか。

(答)

私たちの身の回りには極わずかですが天然の放射性物質があります。これらの物質から常に放射線を浴びています。

これら全体では1年間に2.4ミリシーベルト（世界平均）の放射線を浴びており、うち食物などからは0.29ミリシーベルトの放射線を浴びています。

問9 ベクレルとシーベルトはどう違うのですか。

(答)

ベクレル(Bq)とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間に原子核が崩壊する数を表したものです。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さを言います。

一方、シーベルト(Sv)とは、人間が放射線を浴びたときの影響度を示す単位です。ベクレルからシーベルトには、以下の式で換算できます。

$$\text{mSv} = \text{Bq} \times \text{実効線量係数}$$

注:実効線量係数とは、放射能の単位であるベクレルからシーベルトに換算する係数。核種(セシウム137等)や摂取経路により放射線障害防止法などで規定されており、セシウム137の場合、 1.3×10^{-5} とされています。

問10 放射性物質の半減期とはどういうものですか。

(答)

放射性物質は永遠に残るものではありません。放射性物質は種類によって、その原子数が半分減少するまでの時間(半減期)が違います。例えばヨウ素131の場合は約8日と短い一方、セシウム137は約30年となっています。

問11 通常より多くの放射性物質が含まれているかどうかは、どのようにしてわかるのですか。

(答)

厚生労働省の通知「放射能汚染された食品の取り扱いについて」に基づく「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」により、各地方自治体が検査を実施することとなっていますので、この結果により確認されることとなります。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e.html>

【出典】

問5：(独)放射線医学総合研究所ホームページ

<http://www.nirs.go.jp/data/youso-1.pdf>

問6：厚生労働省発表資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015ovb.html>

問7：文部科学省 原子力安全課 原子力防災ネットワーク、環境防災N
ネット 原子力防災Q&A「Q7.放射能と放射線はどう違うのですか？」
より

http://www.bousai.ne.jp/vis/box/index0201.html#a_02

問8：文部科学省WEB 原子力・放射線安全確保 「Q3.私たちは普
段どれくらいの放射線を浴びているのですか？」より

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/faq/1261206.htm

問9：(独)放射線医学総合研究所ホームページ

http://www.nirs.go.jp/rd/faq/radiology.shtml#anchor_01_07

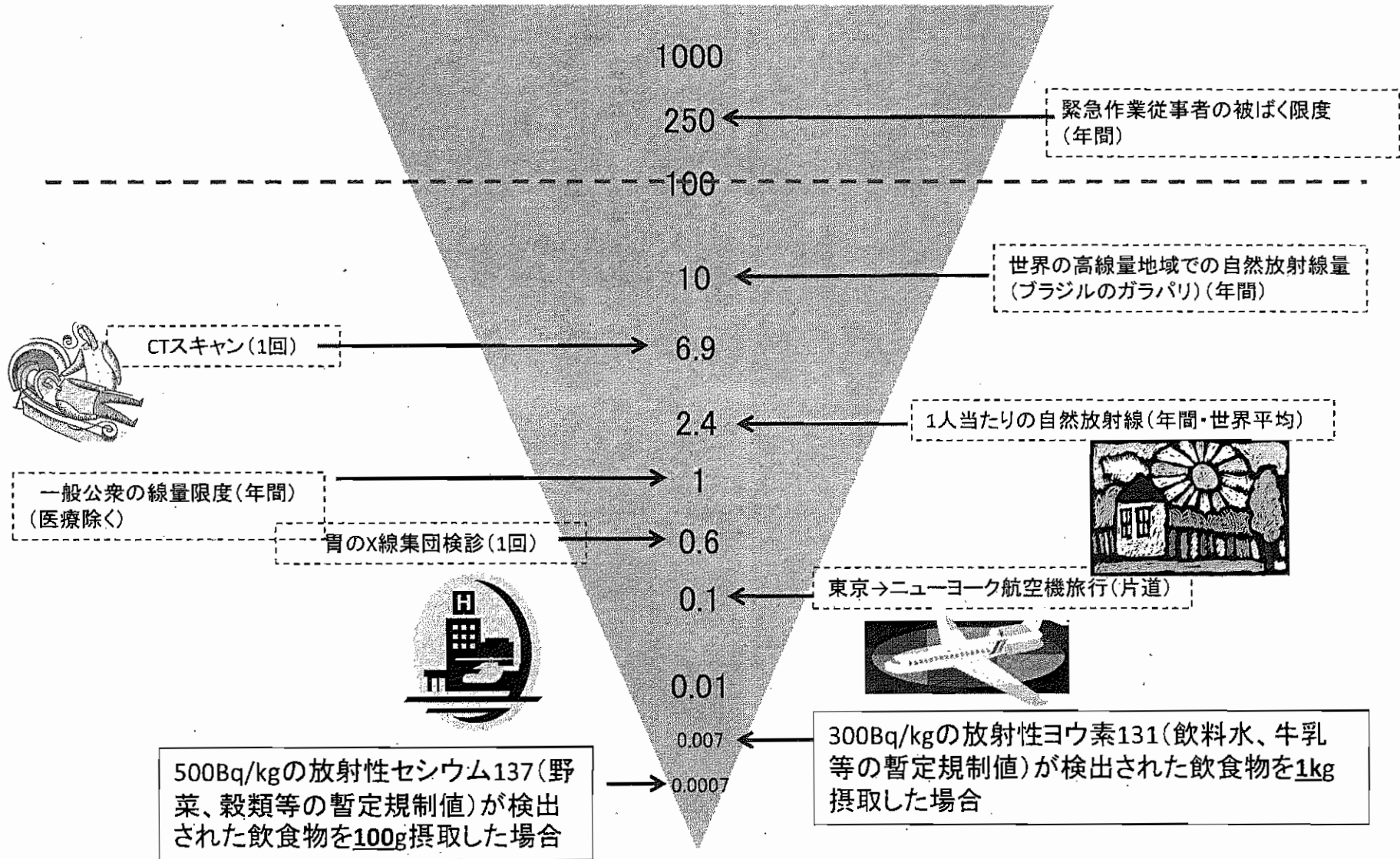
平成12年科学技術庁告示第5号「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/04/22/h121023_05.pdf

問10：財団法人原子力安全技術センターWEB「原子力防災基礎用語集」より

http://www.bousai.ne.jp/vis/bousai_kensyu/glossary/ha18.html

日常生活と放射線(単位:mSv(ミリシーベルト))



出典: 文部科学省「日常生活と放射線」、放射線医学総合研究所HP

東北地方太平洋沖地震関連情報

東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性について
(第15報)

3月29日(火)「放射性物質に関する緊急取りまとめ」をとりまとめました。
関連情報(P4)を追加しました。QAを更新(問5、6)しました。
3月27日(日)、原子力安全委員会の提言を受け、「放射能の強さ等を表す単位について」(P3)と図表を変更しました。関係情報を追加(P4)をしました。

3月22日(火)、食品安全委員会での審議を開始しました。開催結果や今後の予定等は当委員会ホームページをご覧ください。
第371回、第372回、第373回、第374回及び第375回の食品安全委員会会合(平成23年3月22日、23日、25日、28日、29日)の資料等は以下のリンク先をご覧ください。
[第371回](#)/[第372回](#)/[第373回](#)/[第374回](#)/[第375回](#)

3月23日(水)、3月21日(月)原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、関係自治体に対し、一部地域、品目に関して食品の摂取制限及び出荷制限を指示しました。
[3月23日指示](#)/[3月21日指示](#)

厚生労働省からのモニタリング検査結果の公表等については、[こちら](#)に掲載されています。

3月20日(日)食品衛生法上の指標値に関する諮問を厚生労働省から受けました

国民の皆様におかれましては、今後の情報にも留意してください。
消費者庁においても、情報提供を行っております。

- 1 現在、原子力発電所における事故に伴い避難指示等が出されるほか、原子炉内への注水等が実施されています。
 - 首相官邸
 - ・[平成23年\(2011年\)東北地方太平洋沖地震への対応](#)
 - 経済産業省 原子力安全・保安院
 - ・[東北地方太平洋沖地震の影響について](#)
- 2 食品の安全性については、3月17日(木)、厚生労働省が原子力安全委員会が定めた防災指針(「原子力施設等の防災対策について」)の指標値を食品衛生法に基づく暫定的な規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないよう対応することとし、各自治体に通知しました。
さらに、3月21日には、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、一部地域、品目に関しての出荷制限を行うことについて、原子力災害対策本部長(内閣総理大

臣)が関係の県知事に指示しました。

- 首相官邸
 - ・内閣官房長官記者会見(3月23日11時00分～)
- 厚生労働省
 - ・放射能に汚染された食品の取り扱いについて (3月17日)
 - ・食品の出荷制限について (3月21日)
 - ・食品の摂取制限及び出荷制限について(3月23日)
 - ・福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道水の対応について(3月19日)
 - ・乳児による水道水の摂取に係る対応について(3月21日)
- 内閣府 原子力安全委員会
 - ・原子力施設等の防災対策について (5-3の③飲食物の摂取制限に関する指標〔23ページから25ページまで〕を参照)

<原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限について>

複数の自治体の食品から、食品衛生法に基づく暫定規制値を超える放射能が検出されたことから、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣は、3月21日、一部地域、品目に関しての出荷制限を行うことを関係の県知事に指示しました。

当分の間の出荷制限 (3月21日指示)

品目	対象地域
ハウレンソウ及びカキナ	福島、茨城、栃木、群馬
原乳	福島

さらに、3月23日には、以下のとおり追加で出荷制限及び摂取制限の指示がありました。

当分の間の出荷制限 (3月23日指示)

品目	対象地域
非結球性葉菜類及び結球性葉菜類 (ハウレンソウ、コマツナ、キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)、カブ	福島
原乳及びパセリ	茨城

当分の間の摂取制限 (3月23日指示)

品目	対象地域
非結球性葉菜類及び結球性葉菜類 (ハウレンソウ、コマツナ、キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	福島

これらの出荷制限及び摂取制限は、各県内の各地域等の対象品目の分析の結果、暫定規制値を安定的に下回るようになった場合は解除することとされています。

(参考)出荷制限:出荷を差し控えること。

摂取制限:摂取を差し控えること。



<食品衛生法に基づく飲食物に関する暫定規制値について>

この暫定規制値を上回る食品について、食用に供されることがないよう販売その他について措置されることとなります。暫定規制値のうち、放射性ヨウ素と放射性セシウムに関する暫定規制値は以下のとおりです。

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種： ¹³¹ I）
飲料水	300Bq/Kg
牛乳・乳製品（注）	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2000Bq/Kg

（注）100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること

対象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/Kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500Bq/Kg
穀類	
肉・卵・魚・その他	

<放射能等の強さを示す単位について>（出典1）及び3）参照

放射能とは、放射線（エックス線など）を出す能力のことを言います。ここで用いられている単位 Bq（ベクレル）とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間内に原子核が崩壊する数を表しています。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さのことを言います。一方、人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位としては、Sv（シーベルト）があります。

Bq（ベクレル）とSv（シーベルト）は以下のように換算できます。

（例1）

500Bqの放射性セシウム137が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $500 \times 1.3 \times 10^{-5} (*) = 0.0065\text{mSv}$ （ミリシーベルト＝Svの1/1000）となります。

（例2）

300Bqの放射性ヨウ素131が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $300 \times 1.6 \times 10^{-5} (*) = 0.0048\text{mSv}$ となります。

※実効線量係数（mSv/Bq 経口摂取・成人）：放射能の単位であるベクレルから生体影響の単位であるシーベルトに換算する係数。核種（放射能の種類）、化学形、摂取経路により国際放射線防護委員会（ICRP）などで示されています。以上の例では、原子力安全委員会が示す指針（発電用軽水炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針（昭和51年9月28日原子力委員会決定、平成13年3月29日一部改定）で示された数値（経口摂取・成人）を用いています。なお、同評価指針においては、放射性ヨウ素（例：ヨウ素131）については、成人のほかに幼児及び乳児向けの係数がそれぞれ、 7.5×10^{-5} 、 1.4×10^{-4} と示されています。

<放射線の人体への影響について> (出典 2)参照)

上記の例1で算出した約0.007mSvの人体への影響は、東京からニューヨークに航空機で移動した場合の放射線の人体への影響(約0.1mSv)の約14分の1です。(胃のエックス線集団検診(1回)を受診した場合の放射線の人体への影響(約0.6mSv)の約86分の1です。)

(出典)

- 1) (独)放射線医学総合研究所ホームページ(平成23年3月14日更新)
- 2) 文部科学省パンフレット「放射線と安全確保」(平成21年3月)
- 3) 原子力安全委員会「緊急モニタリングデータに基づく線量評価について」(平成23年3月25日)

4 関連情報

- 内閣府 原子力安全委員会
 - ・ 原子力安全委員会ホームページ
- 文部科学省
 - ・ 東北地方太平洋沖地震関連情報(都道府県別環境放射能水準調査結果等)
 - ・ 防災Q & A、文部科学省原子力安全課原子力防災ネットワークホームページ
- 東京電力
 - ・ 東京電力ホームページ(原子力)
- (独)放射線医学総合研究所
 - ・ (独)放射線医学総合研究所ホームページ
- 厚生労働省
 - ・ 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震関連情報
- 農林水産省
 - ・ 東北地方太平洋沖地震に関する情報
 - ・ 福島第一原子力発電所事故による農畜産物への影響
 - ・ 魚介類についての質問と回答(水産庁)
 - ・ 放射性物質が検出された野菜等の廃棄方法
- 日本疫学会理事会
 - ・ 福島原子力災害での放射線被ばくによる健康影響について
- 日本小児学会、日本周産期・新生児医学会、日本未熟児新生児学会
 - ・ 日本小児科学会、日本周産期・新生児医学会、日本未熟児新生児学会の共同見解
- (独)国立がん研究センター
 - ・ (独)国立がん研究センターホームページ

5 Q&A

次ページへ



Q&A

問1 食品を介した放射性物質の健康への影響について、食品安全委員会としてどのように対応していくのですか。

(答)

- 1 食品を介した放射性物質の健康への影響については、3月17日から厚生労働省が食品衛生法に基づいて原子力安全委員会の定める指標値を暫定的な規制値とし、この規制値を超える食品の流通をさせないよう各都道府県に求めています。
さらに、3月21日及び23日には、原子力災害対策特別措置法に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限及び摂取制限を行うことについて原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が関係の県知事に指示しており、安全な食品の流通が確保されています。
- 2 食品衛生法に基づく措置については、食品安全基本法第11条第1項第3号に基づき「緊急を要する場合であらかじめ評価を行ういとまがないとき」として、事後に厚生労働省の諮問を受けて食品健康影響評価を行うこととしており、3月20日に諮問を受け、3月22日に審議を開始しました。可能な限り速やかに一定の結論を出してまいりたいと考えています。
- 3 このほか、食品安全委員会としては、食の安全に関する国民の不安や疑問に対応するため、関連する科学的な情報等を適切に提供していきたいと考えています。



問2 流通している食品は大丈夫なのですか。

(答)

- 1 福島県によれば、原子力発電所周囲の避難対象区域からの農産物の出荷は可能な状態ではないとのことでした。
- 2 また、3月21日及び23日には、原子力災害対策特別措置法に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限及び摂取制限を行うことについて原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が関係の県知事に指示しています。
- 3 出荷制限対象以外の今後流通する食品については、食品衛生法に基づき定められた暫定的な規制値を超えるものは、流通させないよう取組がなされます。

問3 家庭菜園で育てた野菜等は食べても大丈夫ですか。

(答)

3月21日及び23日には、原子力災害対策特別措置法に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限及び摂取制限が行われており、また、出荷制限対象以外の流通する食品についても、食品衛生法に基づき定められた暫定的な規制値を超えるものは流通させない取組がなされています。

したがって、家庭菜園の所在地が出荷制限又は摂取制限が行われている地域等に該当しないかどうかをよく注意してください。

問4 この暫定的な規制値は評価が行われていませんが、暫定規制値を超える食品を摂取してしまった場合に健康への悪影響は生じるのですか。

(答)

- 1 今回、厚生労働省が策定した暫定規制値は、原子力安全委員会が設定した指標を暫定規制値としたものです。
- 2 放射性物質を含む食品の摂取による人体への影響は、内部被ばくによるものです。原子力安全委員会は、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護の基準を基に指標を定めています。これは、例えば放射性ヨウ素の場合は甲状腺等価線量50ミリシーベルト／年（実効線量で約2mSv/年）、放射性セシウムの場合には実効線量5ミリシーベルト／年とされています。
- 3 これらの値を基準とし、飲料水、牛乳・乳製品、野菜、穀類、肉、卵、魚その他の食品毎にこの基準値を割り振り、年間の摂取量を想定して、1年間で摂取し続けた場合に、基準値に達する放射能濃度として求めたのが原子力安全委員会が設定した指標です。
- 4 したがって、原子力安全委員会が設定した指標と同じ暫定規制値については、それを上回る食品を食べた場合であっても、直ちに健康に悪影響が生じるというものではないとされています。

(参考)国際放射線防護委員会(ICRP)(International Commission on Radiological Protection)

1928年に設立された国際X線・ラジウム防護委員会を継承し、1950年に放射線防護の国際的基準を勧告することを目的として設立された国際委員会(非政府機関)で、世界の医学・保健・衛生等の権威者を集めて構成されている。我が国の法律もこの委員会の勧告に沿って線量限度などを定めている。(出典:(財)原子力安全研究協会「緊急被ばく医療のホームページ」より)

問5 暫定規制値の設定に当たり、食品安全委員会として食品健康影響評価を行わないのですか。

(答)

- 1 今般の食品衛生法に基づく暫定規制値の設定については、食品安全基本法第11条第1項第3号に規定する「あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当することから、同条第1項ただし書の規定により、食品安全委員会による事前の食品健康影響評価を経ずになされたものです。
- 2 しかしながら、上述のような緊急時であっても、同法第11条第2項の規定により、「事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない」こととされています。3月20日には厚生労働省から食品衛生法上の指標値を設定することに関して評価要請を受け、科学的知見に基づき中立・公正に食品健康影響評価を行うこととしており、3月22日から審議を開始し、3月29日に緊急取りまとめを行いました。引き続き、継続して食品健康影響評価を行ってまいります。

(参考)

○食品安全基本法(抄)(平成15年5月23日法律第48号)

(食品健康影響評価の実施)

- 第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
 - 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。



問6 食品安全委員会の審議結果はどのように活用されるのですか。

(答)

今回の緊急取りまとめは、3月22日、23日、25日、28日及び29日の5回にわたり7名の食品安全委員会委員のほか、放射線医学や公衆衛生学、薬学などの知見を有する大学や研究所に所属する10数名の専門委員、専門参考人の参加を得て、放射性物質と食品の安全性などについて審議を行った結果です。

- ・ 放射性ヨウ素について、甲状腺等価線量50 mSv/年は相当な安全性を見込んだものであること
- ・ 放射性セシウムについて、実効線量5 mSv/年はかなり安全側に立ったものであること

といった現時点の見解を取りまとめたものです。この結果を踏まえ、厚生労働省において暫定規制値をどのように取り扱うか、別途検討が行われるものと考えます。

問7 野菜などを食べる際に気をつける事はありますか。

(答)

3月21日及び23日に、原子力災害対策特別措置法に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限及び摂取制限が行われており、また、出荷制限対象以外の流通する食品についても、食品衛生法に基づき定められた暫定的な規制値を超えるものは流通させない取組がなされています。

独立行政法人放射線医学総合研究所によれば、「野菜を洗う、煮る(煮汁は捨てる)、皮や外葉をむく、などによって、汚染の低減が期待できます」とされています。



問8 昆布やワカメに被ばく予防効果があるというのは本当ですか。

(答)

昆布やワカメなどには、ヨウ素が含まれていますが、含まれる安定ヨウ素量が一定でないなどの理由から予防効果は期待できません。

なお、被ばく予防のための安定ヨウ素剤については、原子力災害の緊急時に指定された避難場所などで指示があった場合にのみ服用してください。

問9 水道水は飲んだり調理に用いて大丈夫なのでしょうか。入浴等の生活用水として用いるのはどうでしょうか。

(答)

- 1 放射性物質の水道水への影響については、文部科学省が水道蛇口から採取した上水(蛇口水)の放射線を各都道府県に委託して測定しています。
- 2 その測定値が原子力安全委員会が設定した「飲食物摂取制限に関する指標」(指標)を超過した場合、①指標を超えるものは飲用を控えること、②入浴等の生活用水としての利用には問題がないこと、③代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないこと、とされています。(3月19日付の厚生労働省の通知)
- 3 また、水道水の放射性ヨウ素が100 Bq/kg を超える場合には、乳児用調製粉乳を水道水で溶かして乳児に与えるなど、乳児による水道水の摂取を控えることとされています。なお、この値は、長期にわたり摂取した場合の健康影響を考慮して設定したものであり、代替となる飲用水が確保できない場合には、摂取しても差し支えないとされています。(3月21日付の厚生労働省の通知)
- 4 なお、浄水器による放射性物質の除去については、機種機能により効果が異なりますので、一概に効果があるとはいえません。



問10 母乳を通じて赤ちゃんが放射性物質を摂取するのが心配です。

(答)

母乳を介した影響については、日本産婦人科学会が以下のような見解を公表していますので、こうした情報をご参考にしてください。

http://www.jsog.or.jp/news/pdf/announce_20110324.pdf

問11 放射線と放射能はどう違うのですか。

(答)

放射線とは、放射性物質(セシウム 137 等)の崩壊に伴い放出されるエネルギーを持った粒子又は電磁波のことです。放射能は放射線を出す能力です。その能力を持つ物質を放射性物質といいます。

一般に「放射能漏れ」とは「放射性物質漏れ」のことであり、放射線を出す放射性物質が原子力施設の外部に漏れ出すことです。

問12 そもそも農産物や食品には放射性物質があるのでしょうか。

(答)

私たちの身の回りには極わずかですが天然の放射性物質があります。これらの物質から常に放射線を浴びています。

これら全体では1年間に2.4ミリシーベルト(世界平均)の放射線を浴びており、うち食物などからは0.29ミリシーベルトの放射線を浴びています。

問13 ベクレルとシーベルトはどう違うのですか。

(答)

ベクレル(Bq)とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間に原子核が崩壊する数を表したものです。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さを言います。

一方、シーベルト(Sv)とは、人間が放射線を浴びたときの影響度を示す単位です。ベクレルからシーベルトには、以下の式で換算できます。

$$\text{mSv} = \text{Bq} \times \text{実効線量係数}$$

注:実効線量係数とは、放射能の単位であるベクレルからシーベルトに換算する係数。核種(セシウム137等)や摂取経路によりICRP等で示されており、セシウム137の場合、 1.3×10^{-5} とされています。

問14 放射性物質の半減期とはどういうものですか。

(答)

放射性物質は永遠に残るものではありません。放射性物質は種類によって、その原子数が半分に減少するまでの時間(半減期)が違います。例えばヨウ素131の場合は約8日と短い一方、セシウム137は約30年となっています。

問15 通常より多くの放射性物質が含まれているかどうかは、どのようにしてわかるのですか。

(答)

厚生労働省の通知「放射能汚染された食品の取り扱いについて」に基づく「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」により、各地方自治体が検査を実施することとなっていますので、この結果により確認されることとなります。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e.html>



【出典】

問7：(独)放射線医学総合研究所ホームページ

<http://www.nirs.go.jp/information/info.php?i6>

問8：(独)放射線医学総合研究所ホームページ

<http://www.nirs.go.jp/data/youso-1.pdf>

問9：厚生労働省発表資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015k18.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015ox9-img/2r98520000015oyx.pdf>

問10：日本産婦人科学会ホームページ

http://www.jsog.or.jp/news/pdf/announce_20110324.pdf

問11：文部科学省 原子力安全課 原子力防災ネットワーク、環境防災Nネット
原子力防災Q&A「Q7.放射能と放射線はどう違うのですか？」より

http://www.bousai.ne.jp/vis/box/index0201.html#a_02

問12：文部科学省WEB 原子力・放射線安全確保

「Q3.私たちは普段どれくらいの放射線を浴びているのですか？」より

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/faq/1261206.htm

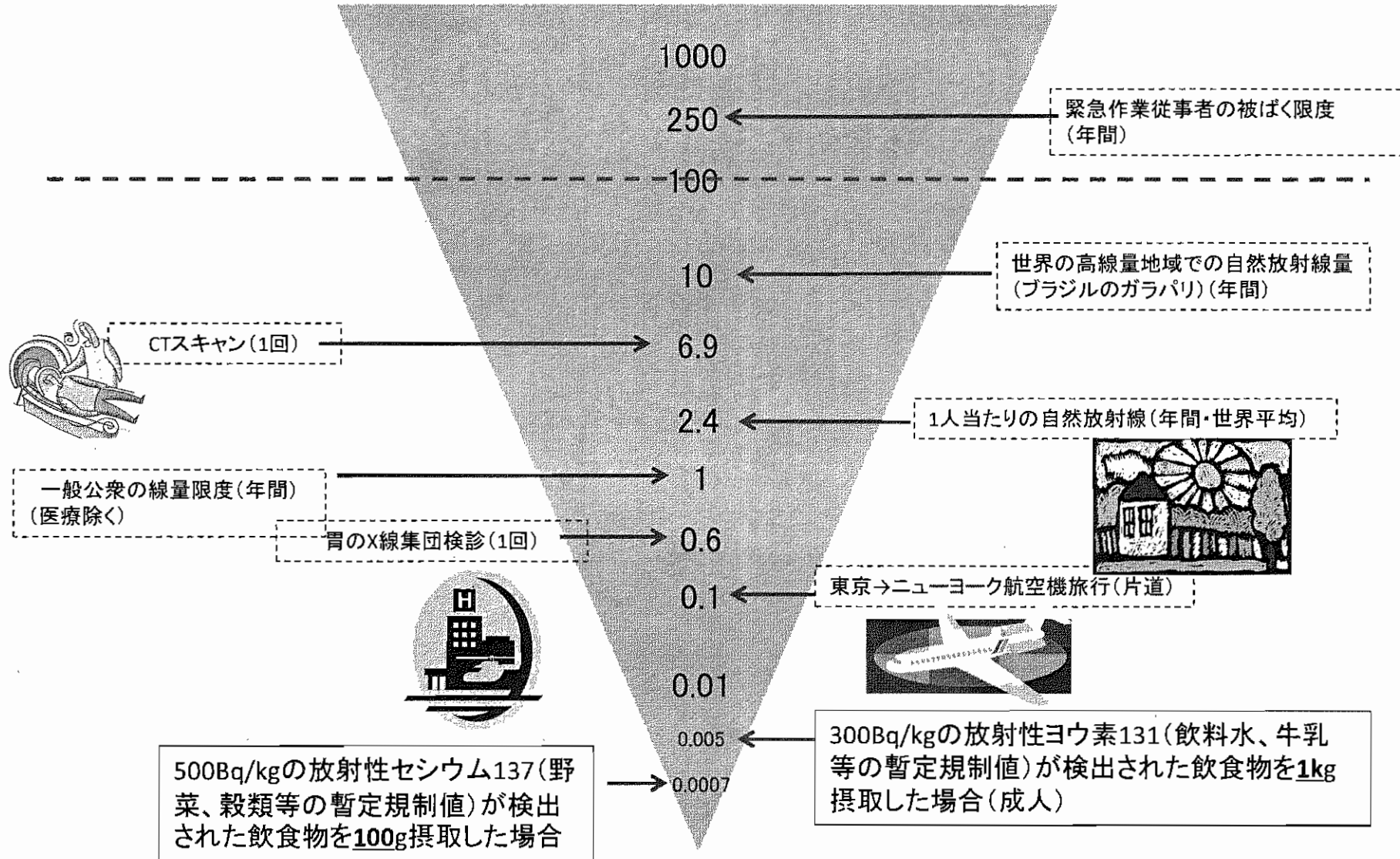
問13：(独)放射線医学総合研究所ホームページ

http://www.nirs.go.jp/rd/faq/radiology.shtml#anchor_01_07

問14：財団法人原子力安全技術センターWEB「原子力防災基礎用語集」より

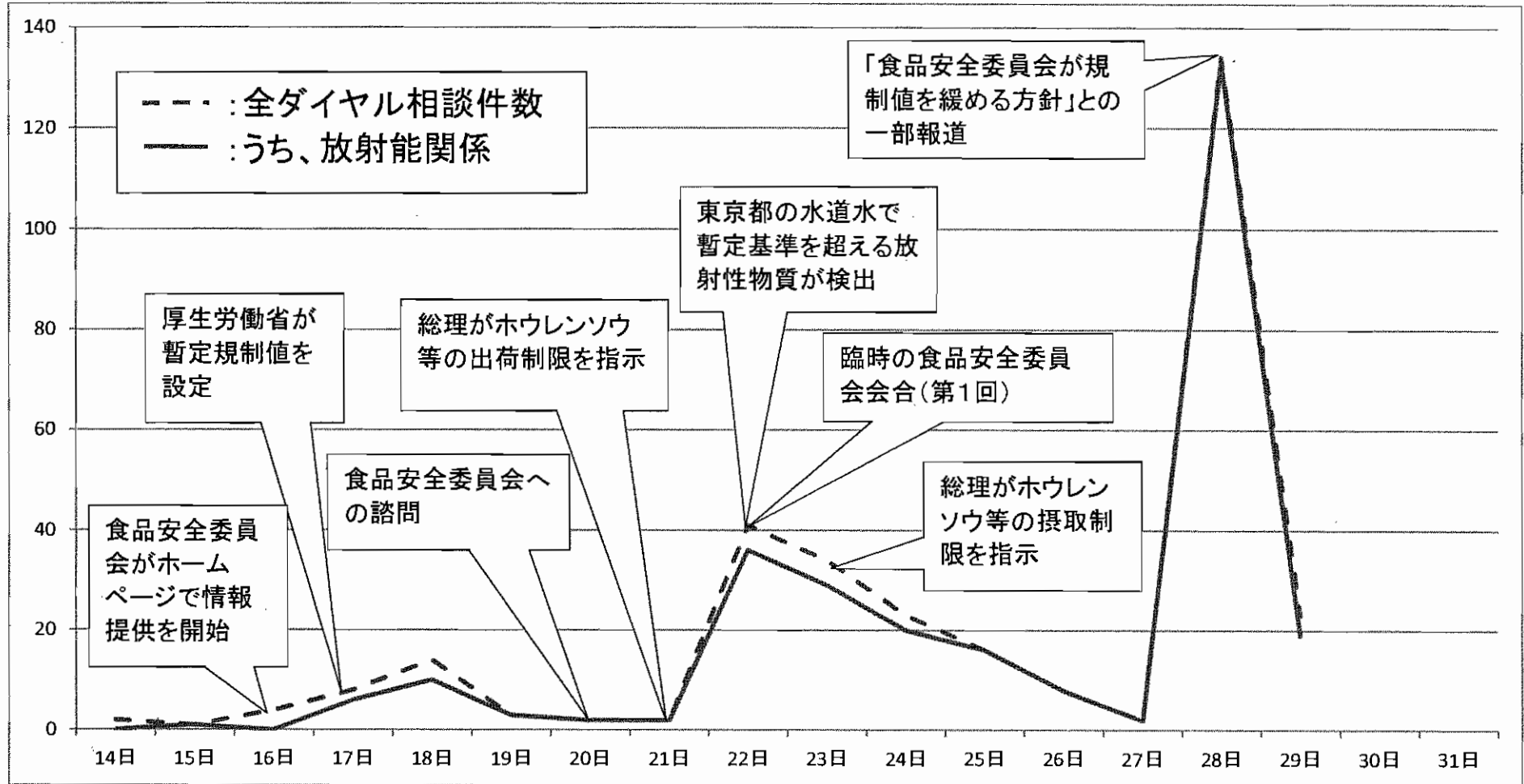
http://www.bousai.ne.jp/vis/bousai_kensyu/glossary/ha18.html

日常生活と放射線(単位:mSv(ミリシーベルト))



出典: 文部科学省「日常生活と放射線」、放射線医学総合研究所HP

食の安全ダイヤル件数の推移(平成23年3月14日以降)



食の安全ダイヤルに寄せられた主な質問・意見（放射能関係）

○震災発生直後（～3月21日）

- ・食品安全委員会ホームページに掲載した資料について
- ・食品の放射能の測定法について

○ハウレンソウ等の出荷制限を受けて（22日～27日）

- ・手元にある野菜や牛乳の安全性について
- ・水道水の乳児への影響について
- ・福島県産の食品（出荷制限のかかっていないもの）の安全性について
- ・食品の放射能汚染に関して、安全証明の希望
- ・「健康に影響がないなら、出荷制限はおかしい」との御意見
- ・風評被害に対する苦情
- ・水の買占めに対する苦情

○「食品安全委員会が規制値を緩める方針」との一部報道を受けて（28日～）

- ・「基準を緩めるべきではない」との御意見（100件以上）

〔特に、妊婦や小さな子供を持つ親からの不安の声や、基準を緩めれば国が信用を失うとの御意見が多かった。〕